

「そうか、制度を変えればいい! 憲法裁判所がある日本を願い、何か自分も」

乃木坂スクール Web 講座受講生 田原 浩子(保健師)

Web 講座という、その日その時間でなくても聴けるというメリットを活かして、貴重なお話を毎回聴講(業務の都合上、次回講座直前ということもありはしますが)させていただき、大変感謝しております。

「権利としての土曜日夜期限のレポート」は、時間外労働の多い現状では睡眠時間を削るしかなく、体力的になかなか難しい部分があり、断念ものも多いです。

ただ、この締切があるおかげで、聞きっ放しにせず、その回ごとに私だったらこんなこと書くなと想像する訓練にはなっております…と昨日までは思っておりました。

でも、やはりそれはレポート出せない言い訳だなと今回思いました。

今回の伊藤千尋先生のご講話は、久しぶりに土曜の日中に聴講できました。そして、自分のまさに関心事にビビッと来るものがあると、サッと書けるものだなと、「時間は関係ないという経験」をすると同時に、「てにをは」や伝えたいことの文章回しに技術がなく、そこに時間かかってしまってると思いました。

つまり、書いてみないと訓練にならないと思いました。

前置き長くなりましたが、以下、レポート全文です。よろしくお願いします。

———*★*———

千尋先生のご講話を Web 講座で聴講し、ゆきさんの「どなたか質問がある方・・・」のやり取りを聴きながら、私も「1949 年から積み上げてきている憲法を活かす社会の環境下で、コスタリカの子どもの通う学校、あるいは、大人社会の職場に、いじめは存在するのだろうか?」と、聞きたくなりました。

幼少期から平和憲法を対話と実践教育で学ぶ教育立国、また挨拶で「プーラ・ビーダ」(純粋な人生)とお互いに声かけ合う国であるというお話から推測するとおそらく、いじめは少ない、あるいは、例えあったにしても、日本のように複雑混迷を極めていないのではと想像してしまいます。

同じ平和憲法である日本とは、市民意識の育ち方に大きな開きがあるように思います。2017-1949=68 年の開きは大きいですね。

1986 年位から千尋先生がコスタリカの良さを情報提供してくださっているのに、今回のご講話を聴くまで、私も憲法など全く関心なく今日まで至り、見聞のなさに恥ずかさしきりです。

このたび、ゆきさんのコディネートで、知ることができたので、コスタリカから学ぶ大切なことを日本でも取り入れていけたらと強く思います。

個人的には、千尋先生が、今、私が住む山口に縁のある方であり、「朝日新聞 40 年務めて、3 回左遷されて・・・転んでもただじゃ起きない性分なので、アリアスさんをシンポに招いて・・・」等のくだりは、比べては失礼かもしれませんが、私もそのような境遇であるもので、ビビッとくると同時に、勇気を頂く部分でありました。

そして、ご講話終了後の質問への先生のご回答の中に、今、私自身の悩みであり、課題で

あり、解決策模索中であることの、更に底辺部分はこれなのではないかという思いに至るフレーズをいただきました。

「憲法裁判所」を日本で取り入れるにはどのように の質問に、「法律を創れば良い」「日本は暗記教育、考える教育になっていない・・・、憲法裁判所を創ってからコスタリカも変わってきた・・・、だったら、制度を変えればいいんですよ。」この2つのフレーズがとても印象に残りました。

私事ですが、50半ばに差し掛かるこの年齢にして、ここ5年の間に労働者として、また、専門職としてとても不当な扱いを受けた上に、不本意な異動という経験を2回することになった自分の体験から、行政保健師として政策に絡む上での障壁、つまり、その上の決裁権を持つ者の立ち位置が、保身に向いているのか、市民自身に向いているのかで、政策も全く違う様相を呈すこと、そうならないために良かれと思って導入された新しい制度(自治体の人事評価制度や統括保健師等の概念など)もモラル・ハラスメント等が結びついた場合、私物化されて組織自身も操作され進むものも進まなくなる、行政保健師など専門職等に危害が及びやすくなる等、制度設計に想定外な課題があることをどのように世の中に発信していけばいいのだろうと自分の中で探求の途上にあるところです。

その一手段に労働関係の民事訴訟という動きも考え、弁護士に相談もしてみました。しかし、結論が出るまでに相当な時間とエネルギーと費用が必要なことを知り、結局は個人を訴える形でしか完結しないことを悟り、現在は違う手段での表現方法を模索中です。

先生のお話に出てきたコスタリカの憲法裁判所のようなものがあつたならば、私が今悩んでいることも、もしかしたらスピード解決なのかもしれないと思いました。そして、更に次のような想像にまで及びました。

コスタリカでそうであったように、憲法裁判所の創設を機に、日本でも、コスタリカのような教育が幼少期から進んだならば、行政マンを含む市民全体に、現在の日本における様々な課題のもっと底辺部分の基本的な人権の感覚が憲法を意識してしっかり教育されるので、そもそものモラル・ハラスメントの発生の抑止力となり、まさに純粋な人生に近づけるよう、純粋な政策が進みやすい世の中になるのかもしれないと思いました。

コスタリカの憲法裁判所のようなものが日本にもできるよう、他人事でなく14%以上の世論となるよう自分も何らかの形で、動いていきたいと思えます。

以上、コスタリカのいじめ問題の有無を勝手に類推し、後半は、私事にまで及んでさらに妄想してしまいましたが、私の自問自答部分にも新しい気づき・仮説を見出すことができました。

歯切れよく、リズムカルな口調で、取材の生情報を織り交ぜながら、わかりやすくコスタリカのことをご紹介くださった千尋先生、そしてコーディネートされたゆきさんに大変感謝いたします。ありがとうございました。